

第 64 回 税 理 士 試 験 事 業 税

●はじめに

今回の本試験は、理論については〔第一問〕（問１）で法人事業税の手続規定に係る問題、（問２）で医療法人の税額算定の論点を問う問題（小問２題、計30点）と〔第二問〕で法人事業税の応用・事例問題（30点）の大問２題の形式で出題された。

〔第一問〕（問１）は法人事業税の確定申告を中心とした出題であり、（問２）は特別法人である医療法人を論点とした出題であった。また、〔第二問〕は法人事業税の事例問題形式の出題であり各受験生が苦手としている出題形式であることやその解答範囲の広さから、思ったように解答できない受験生もいたのではないかと予想される。

〔第一問〕及び〔第二問〕ともTACの講義及び各答練等によりその内容を確認してきた問題である。したがって各講義等を十分こなし、しっかりした準備を整えた受講生ならば確実に得点を重ねられる問題であろう。

〔第一問〕は（問１）であれ（問２）であれ、解答用紙の枚数と配点を意識し、各受験生が理解している内容を的確に記述することが求められるであろう。また〔第二問〕は、出題内容からその解答が相当な広範囲になる問題となっており、こちらも解答用紙の枚数を意識し適宜まとめるなど、要領よく解答することが必要となる。

〔第一問〕及び〔第二問〕の理論問題全体として60分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

一方〔第三問〕の計算については、（問１）個人の事業に係る税額算定問題と（問２）バス運送業行っている法人の税額算定問題の小問２題（計40点）の形式で出題された。（問１）については、「実力完成答練第２回」及び「実力完成答練第３回」で出題した内容をベースとして解答を作成することが求められる。

（問２）についてはTACの「実力完成答練第１回」、「全国公開模試」、「直前予想答練第１回」及び「直前予想答練第２回」などで何度となく確認した外形標準課税による税額算定問題が出題された。課税標準の総額の算定にしろ分割基準の算定にしろ比較的平易な内容の出題であったが、内容の判断や配点基準の変更など想定外の出題であったため、思ったように解答作成ができなかった受験生もいるのではないかと推察される。

慎重に解答すれば高得点ものぞめる問題であり、各受験生の実力が問われる問題であった。理論問題とのかね合いもあるが60分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

Z-64-J〔第一問〕解 答

〔第一問〕－30点－

問 1 法人の事業税の確定申告及び申告納付期限の延長について説明しなさい。

1. 概 要 ①

法人事業税の徴収は、申告納付の方法によらなければならない。

申告納付とは、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納付することをいう。

2. 確定申告納付 ⑤

(1) 内 容

事業を行う法人（清算中の法人を除く。）は、各事業年度の所得割（外形対象法人にあっては、付加価値割、資本割及び所得割とする。）又は収入割を各事業年度終了の日から２月以内に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県に申告納付しなければならない。

この場合において、中間申告納付を要する法人の納付すべき事業税額は、その法人が確定申告書に記載した事業税額から中間申告書に記載した事業税額又はみなす中間申告により納付すべき事業税額を控除した事業税額とする。

額とする。

(2) 分割法人の場合

2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人（以下「分割法人」という。）が申告納付する場合には、その事業に係る課税標準額の総額（軽減税率適用法人の場合には、所得の総額を年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分した金額）を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付しなければならない。

(3) 還付充当

中間申告納付を要する法人の確定申告書に記載された事業税額が、中間申告書に記載された、又は記載されるべきであった事業税額（以下「中間納付額」という。）に満たないとき、又はないときは、道府県は、その満たない金額に相当する中間納付額又は中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する。

この場合には、その法人は確定申告書にあわせて、還付の請求書を提出しなければならない。

3. 納付税額がない場合 ①

事業を行う法人は、各事業年度について納付すべき事業税額がない場合にも、確定申告書を提出しなければならない。

4. 記載事項 ①

確定申告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 事業の種類
- (2) その事業年度中に有していた事務所等の名称及び所在地
- (3) 各課税標準額
- (4) 各事業税額
- (5) その他必要な事項

5. 添付書類 ②

- (1) 確定申告書には、次の法人の区分に応じ、それぞれの書類を添付しなければならない。

① 外形対象法人

- イ その事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書
- ロ 貸借対照表
- ハ 損益計算書
- ニ その他一定の書類

② 所得等課税法人（上記①の法人を除く。）

その事業年度の所得に関する計算書

③ 収入金額課税法人

- イ その事業年度の収入金額に関する計算書
- ロ 貸借対照表
- ハ 損益計算書
- ニ その他一定の書類

- (2) 分割法人の確定申告書には、課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

6. 自署及び押印 ①

確定申告書には、法人の代表者及び法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

7. 申告納付期限の延長 ④

- (1) 条例による延長

道府県知事は、災害その他やむを得ない理由により、地方税法又は条例に定める申告等の期限までに申告等することができないと認めるときは、その道府県の条例の定めるところにより、その期限を延長することができる。

きる。

(2) 災害による延長

① 内 容

確定申告納付すべき法人が、災害その他やむを得ない理由（次の(3)の理由を除く。）により決算が確定しないため、各事業年度の所得割（外形対象法人にあっては、付加価値割、資本割及び所得割とする。以下「所得割等」という。）又は収入割を各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない場合には、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在地の道府県知事（2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人は、主たる事務所等所在地の道府県知事。以下同じ。）の承認を受け、その指定した日までに申告納付することができる。

② 申請手続

上記①の承認を受けようとする法人は、その承認を受けようとする事業年度終了の日から45日以内に、その申告書の提出期限までに決算が確定しない理由等を記載した申請書を道府県知事に提出しなければならない。

(3) 会計監査等による延長

① 内 容

確定申告納付すべき法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、その事業年度以後の各事業年度の所得割等又は収入割を各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない常況にあると認められる場合には、事務所等所在地の道府県知事の承認を受け、その事業年度以後の各事業年度の所得割等又は収入割をその各事業年度終了の日から3月以内（やむを得ない事情があると認められる場合には、道府県知事が指定する月数の期間内）に申告納付することができる。

② 申請手続

上記①の承認を受けようとする法人は、その承認を受けようとする事業年度の終了の日までに、その申告書の提出期限までに決算が確定しない理由等を記載した申請書を道府県知事に提出しなければならない。

(4) 会計監査等による延長適用法人が災害等で決算が確定しない場合

① その事業年度につき災害等が発生した場合

イ 内 容

上記(3)の適用を受けている法人が、その事業年度（次の②の適用がある事業年度を除く。）につき災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、上記(3)の期間内に申告納付することができないと認められる場合には、上記(2)の規定を準用する。

ロ 申請手続

上記イの承認を受けようとする法人は、上記(3)の申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、上記(2)②の申請書を道府県知事に提出しなければならない。

② その事業年度終了の日から2月以内に災害等が発生した場合

上記(3)の適用を受けている法人が、その事業年度終了の日から2月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、その事業年度に限り、上記(3)の適用がないものとみなして、上記(1)及び(2)の規定を適用することができる。

(5) 申請の却下及び承認

① 申請却下

道府県知事は、申請書の提出があった場合において、その申請理由が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

② 通 知

道府県知事は、申請書の提出があった場合において、提出期限の延長又は却下の処分をするときは、その申請をした法人に対し、書面によりその旨を通知する。

③ みなし承認

申請書の提出があった場合において、次のそれぞれの期限までに提出期限の延長又は却下の処分がなかったときは、その申請に係る指定を受けようとする日を承認を受けた指定日として提出期限の延長がされたものとみなす。

イ 上記(2)、(4)②の場合……事業年度終了の日から2月以内

ロ 上記(3)の場合……事業年度終了の日から15日以内

ハ 上記(4)①の場合……上記(3)の申告書の提出期限まで

【第一問】－30点－

問2 医療法人（医療法に規定する社会医療法人を除く。）に係る事業税額の算定方法について説明しなさい。

1. 概要 ②

(1) 医療法人は、事業税額の計算上特別法人に該当するため、所得割額を納付することとなる。この場合、所得割の課税標準は各事業年度の所得となる。

特別法人とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、消費生活協同組合、信用金庫、出資組合である商工組合（信用組合）、農林中央金庫、医療法人その他一定の法人をいう。

(2) 2以上の道府県に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）が存在する場合には、一定の分割基準により課税標準の総額をあん分する。

(3) 上記(2)に該当しない場合には、上記(1)により算定された課税標準額に、又は上記(2)に該当する場合には、算定された分割課税標準額に一定の税率を乗ずることにより、医療法人が納付する事業税額が算定される。

2. 法人事業税の課税区分 ①

(1) (2)以外の事業

① ②以外の法人（外形対象法人）……付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

② 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの……所得割額

(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業……収入割額

3. 課税標準 ①

所得割の課税標準は各事業年度の所得である。

4. 各事業年度の所得の算定方法 ③

各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

5. 法人税の計算の例によらない項目 ⑤

(1) 海外投資等損失準備金制度の一部不適用

法人税では、青色申告法人につきこの制度を認めているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、その例によらない。（法施行地において行う資源開発事業等に対する特定株式等に係る部分を除く。）

(2) 社会保険診療等に係る所得の課税除外

法人税では、医療法人の社会保険診療等については所得計算の特例があるが、事業税の各事業年度の所得の計算では、医療法人又は医療施設に係る事業を行う一定の農業協同組合連合会が社会保険診療等につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、また、それらに係る経費は損金の額に算入しない。

(3) 繰越欠損金の損金算入の特例

法人税では、一定要件のもとその事業年度に生じた欠損金について繰戻し還付を受けるか、繰越控除をするかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて繰越控除をする。

(4) 所得税額等の損金不算入

法人税では、法人が納付した所得税額及び復興特別所得税を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて損金の額に算入しない。

(5) 寄附金の損金算入限度額の調整

事業税の各事業年度の所得の計算では、法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。

(6) 外国税額の損金算入の調整

法人税では、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せ

ず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

(7) 残余財産確定事業年度の法人事業税の損金不算入

法人税では、残余財産確定事業年度において法人事業税を損金の額に算入するが、法人事業税の計算では、損金の額に算入しない。

6. 分割基準 [2]

(1) 医療法人の分割基準は、課税標準の総額について、「その2分の1は事務所等の数」により、「その2分の1は従業者の数」によりあん分する。

(2) 事務所等の数

事業年度に属する各月の末日現在の数値を合計した数値による。ただし、その事業年度中に月の末日が到来しない場合には、その事業年度終了の日現在の数値による。

(3) 従業者の数

① 原則

事業年度終了の日現在の数値による。ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所等については、その数値にその数値（奇数の場合には、その数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値による。

② 例外

次の事務所等については、それぞれの数を分割基準とする従業者の数とみなす。

イ 事業年度中途に新設された事務所等

$$\text{事業年度終了の日現在の従業者の数} \times \frac{\text{新設された日からその事業年度終了の日までの月数}}{\text{その事業年度の月数}}$$

ロ 事業年度中途に廃止された事務所等

$$\text{廃止の日の属する月の直前の月の末日現在の従業者の数} \times \frac{\text{その事務所等が所在していた月数}}{\text{その事業年度の月数}}$$

ハ その事業年度に属する各月の末日現在の従業者の数のうち、最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事務所等

$$\frac{\text{その事業年に属する各月の末日現在の従業者の数を合計した数}}{\text{その事業年度の月数}}$$

③ 従業者の意義

従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。

7. 税率 [1]

(1) 軽減税率適用法人

所得のうち年400万円以下の金額…………… 100分の2.7

所得のうち年400万円を超える金額…………… 100分の3.6

(注) 一定の協同組合等にあつては、所得のうち年10億円を超える金額については100分の4.3とする。

(2) 軽減税率不適用法人

3以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（以下「軽減税率不適用法人」という。）が行う事業に対する法人事業税の標準税率は、上記(1)にかかわらず、次の標準税率とする。

所得……………100分の3.6

(注) 一定の協同組合等にあつては、所得のうち年10億円を超える金額については100分の4.3とする。

(3) 判定基準

資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人であるかどうかの判定は、次の日の現況による。なお、3以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人かどうかの判定は、各事業年度終了の日の現況によ

る。

- ① 各事業年度の付加価値額、資本金等の額又は所得（以下「付加価値額等」といい、清算中の各事業年度の付加価値額等を除く。）を課税標準とする事業税……各事業年度終了の日
- ② 清算中の各事業年度の付加価値額等を課税標準とする事業税……解散の日

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第一問〕（問１）は、「実力完成答練第２回」で出題した確定申告を中心とした内容であった。〔第一問〕（問２）は、医療法人を前提としているが基礎的論点である各事業年度の所得を前提に、課税標準や税率の取扱いに注意を払う問題であった。小問２題とも必ずしも完璧な解答作成はできなかったと思われるが、法令及び理論マスターをベースとし、基礎的な論点については正確な解答がのぞまれるであろう。

〔第一問〕全体として、合格ラインは24点から28点と予想される。

▶解答への道◀

〔第一問〕について

（問１）

- (1) 法人事業税の①確定申告及び②申告納付期限の延長に関する規定であり、確定申告の論点についてしっかりした記述が必要である。
- (2) 一方申告期限の延長は、その解答範囲が広範になるため、主要な①条例による延長②災害による延長③会計監査等による延長を中心に示すとともに、適宜省略する方法などで弾力的な解答作成がのぞまれる。

（問２）

- (1) 医療法人の税額算定の出題であるが、医療法人が事業税の取り扱い上「特別法人」であることを確認することが肝要である
- (2) また上記(1)から当該法人が特別法人であるため、①納付する事業税が「所得割」のみであること及び②税率が他の法人と異なることも併せて示して欲しい。

Z-64-J〔第二問〕解 答

〔第二問〕－30点－

甲法人（事業年度4月1日から翌年3月31日）は、2以上の都道府県において事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を設け、衣類の販売事業を行っている。平成25年5月に国からの補助金を受け、保有する事務所等に太陽光パネルを設置、発電を開始、電力の一部を電力会社に販売し、一定の収入をあげている。

なお、甲法人は、衣類販売事業と電力販売事業の経理を区分しており、電力販売事業の売上金額は、主たる事業である衣類販売事業の売上金額の1割を超えている。

また、甲法人は、A県に本社及び店舗を、B県及びC県に支社及び店舗をそれぞれ設けており、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度（以下「第45期事業年度」という。）において事務所等の新設又は廃止はなされていない。第45期事業年度末日における資本金の額は10億円である。

以上の事実を踏まえ、第45期事業年度の事業税の申告について甲法人から尋ねられた乙税理士は、どのように説明したらよいか述べなさい。

1. 概 要 ⑤

- (1) 甲法人は法人事業税の計算上、課税標準を異にする事業をあわせて行う場合に該当するが、当該設問の場合には、①衣類販売事業については外形標準課税方式により、②電力販売事業については収入金額課税方式によりそれぞれ税額が算定されることになる。
- (2) 甲法人は、分割基準を異にする事業をあわせて行う場合に該当するが、当該設問の場合には主たる事業である衣類販売事業の分割基準が適用され、上記(1)により計算されたそれぞれの課税標準の総額について、「その2分の1は事務所等の数」により、「その2分の1は従業者の数」により、分割課税標準額が算定される。
- (3) 上記(2)より計算された分割基準額に一定の税率を乗ずることにより甲法人が納付すべき事業税額が算定される。
- (4) 甲法人は、上記(1)、(2)及び(3)により算定された法人事業税を各事業年度終了の日から2月以内に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県に申告納付しなければならない。

2. 課税標準を異にする事業をあわせて行っている場合 ④

(1) 原 則

課税標準額は、①衣類販売事業については外形標準課税方式が採られるため、各事業年度の付加価値額、各事業年度の資本金等の額及び各事業年度の所得を、②電力販売事業については収入金額課税方式が採られるため各事業年度の収入金額を区分計算することになる。

(2) 例 外

主たる事業が従たる事業に比して軽微なものその他一定の場合に該当するときは、従たる事業について主たる事業の課税方式で課税して差し支えない。

- (3) 売上金額の状況から、上記(2)の例外規定は適用されないと想定されるため、甲法人の課税標準は、上記(1)により区分計算されることになる。

3. 課税区分 ①

(1) (2)以外の事業

- ① ②以外の法人（外形対象法人）……付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額
- ② 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの……所得割額

(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業……収入割額

（注）判定の時期

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるかどうか等の判定は、各事業年度終了の日（仮決算による中間申告納付にあつてはその事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の各事業年度の申告納付にあつては解散の日）の現況による。

4. 課税標準の区分 ①

法人事業税の課税標準は、次の事業及び事業税の区分に応じ、それぞれに定めるものによる。

(1) (2)以外の事業

- ① 付加価値割……各事業年度の付加価値額
- ② 資本割……各事業年度の資本金等の額
- ③ 所得割……各事業年度の所得

(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 ……各事業年度の収入金額

5. 課税標準

(1) 衣類販売事業 ⑦

① 各事業年度の付加価値額

各事業年度の付加価値額は、各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいう。）と各事業年度の単年度損益との合計額による。

イ 報酬給与額

① 原則

各事業年度の報酬給与額は、次の金額（法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額に算入されるものに限る。）の合計額による。

- a 法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額
- b 法人が各事業年度においてその役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金の掛金等の合計額

② 労働者派遣契約に基づき労働者派遣の役務の提供を受けた法人

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{上記①a及び} \\ \text{bの合計額} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{労働者派遣の役務の提供の対価として} \\ \text{その労働者派遣をした者に支払う金額} \end{array} \right\} \times \frac{75}{100}$$

③ 労働者派遣契約に基づき労働者派遣をした法人（法72の15②二）

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{上記①a及び} \\ \text{bの合計額} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{労働者派遣の対価としてその労働者派遣の役} \\ \text{務の提供を受けた者から支払を受ける金額} \end{array} \right\} \times \frac{75}{100}$$

(注)

(注) 派遣労働者に係る上記①a及びbの合計額を限度とする。

ロ 純支払利子

各事業年度の純支払利子は、各事業年度の支払利子の額の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取利子の額の合計額を控除した金額による。

(注1) 法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

(注2) 利子には、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。

ハ 純支払賃借料

各事業年度の純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取賃借料の合計額を控除した金額による。

(注1) 法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

(注2) 支払賃借料とは、法人が各事業年度において土地又は家屋の賃借権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が1月以上であるもの（以下「賃借権等」という。）の対価として支払う金額をいう。

(注3) 受取賃借料とは、法人が各事業年度において賃借権等の対価として支払を受ける金額をいう。

ニ 単年度損益

① 内 容

各事業年度の単年度損益は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

㊦ 法人税の計算の例によらない項目

a 青色欠損金及び災害損失金の繰越控除

法人税では、青色欠損金又は災害損失金を各事業年度の損金の額に算入するが、単年度損益の計算では、その例によらない。

b 海外投資等損失準備金制度の一部不適用

法人税では、青色申告法人につきこの制度を認めているが、単年度損益の計算ではその例によらない。(法施行地において行う資源開発事業等に対する特定株式等に係る部分を除く。)

c 所得税額の損金不算入

法人税では、法人が納付した所得税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、単年度損益の計算では、すべて損金の額に算入しない。

d 寄附金の損金算入限度額の調整

単年度損益の計算では、法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。

e 外国税額の損金算入の調整

法人税では、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、単年度損益の計算では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

ホ 雇用安定控除

その事業年度の収益配分額のうちにその事業年度の報酬給与額の占める割合が100分の70を超える法人の付加価値割の課税標準の算定は、その事業年度の付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

$$(注) 雇用安定控除額 = \left\{ \begin{array}{l} \text{その事業年度の} \\ \text{報 酬 給 与 額} \end{array} \right\} - \text{その事業年度の収益配分額} \times \frac{70}{100}$$

② 各事業年度の資本金等の額

イ 原 則

各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における法人税法に規定する資本金等の額とその事業年度前の各事業年度（以下「過去事業年度」という。）の①の金額の合計額から過去事業年度の㊦及び①の合計額を控除した金額に、その事業年度中の④の金額を加算し、これからその事業年度中の②の金額を減算した金額との合計額とする。ただし、清算中の法人については、その金額は、ないものとみなす。

① 平成22年4月1日以後に、会社法の規定により一定の剰余金を資本金とし又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額

㊦ 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損のてん補に充てた金額及び会社法整備法の規定による旧商法に規定する資本準備金による資本の欠損のてん補に充てた金額

② 平成18年5月1日以後に、会社法に規定する一定の剰余金を総務省令で定める損失のてん補に充てた金額

ロ 持株会社の場合

持株会社（その会社が発行済株式等の総数の100分の50を超える数の株式等を直接又は間接に保有する特定子会社の株式等の帳簿価額が、その会社の総資産の帳簿価額に占める割合が100分の50を超える内国法人をいう。）の資本割の課税標準の算定は、次の算式による。

$$\begin{array}{rcl} \text{資本金} & \text{資本金} & \text{その事業年度及び前事業年度終了の時} \\ \text{等の額} & \text{等の額} & \text{における特定子会社の株式等の帳簿価額} \\ & \times & \\ & & \text{その事業年度及び前事業年度の確定した決算} \\ & & \text{に基づく貸借対照表の総資産の帳簿価額} \end{array}$$

ハ 所得等課税事業と収入金額課税事業とをあわせて行う内国法人の場合

所得等課税事業と収入金額課税事業とをあわせて行う内国法人の資本割の課税標準は、次の算式により計算した金額とする。

③ 各事業年度の所得

イ 内 容

各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

ロ 法人税の計算の例によらない項目

㊦ 海外投資等損失準備金制度の一部不適用

法人税では、青色申告法人につきこの制度を認めているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、その例によらない。(法施行地において行う資源開発事業等に対する特定株式等に係る部分を除く。)

㊧ 繰越欠損金の損金算入の特例

法人税では、一定要件のもとその事業年度に生じた欠損金について繰戻し還付を受けるか、繰越控除をするかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて繰越控除をする。

㊨(4) 所得税額等の損金不算入

法人税では、法人が納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて損金の額に算入しない。

㊩ 寄付金の損金算入限度額の調整

事業税の各事業年度の所得の計算では、法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。

㊪ 外国税額の損金算入の調整

法人税では、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

㊫ 残余財産確定事業年度の法人事業税の損金不算入

法人税では、残余財産確定事業年度において法人事業税を損金の額に算入するが、法人事業税の計算では、損金の額に算入しない。

(2) 電力販売事業 ⑤

① 内 容

各事業年度の収入金額は、電気供給業及びガス供給業にあつては、その各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額からその各事業年度における②の収入金額を控除した金額による。

② 収入金額から控除するもの

イ 国又は地方団体から受けるべき補助金

ロ 固定資産の売却による収入金額

ハ 保険金

ニ 有価証券の売却による収入金額

ホ 不用品の売却による収入金額

ヘ 受取利息及び受取配当金

ト 工事負担金

電気供給業又はガス供給業を行う法人が、その事業に必要な施設を設けるため、電気又はガスの需要者その他その施設によって便益を受ける者から収納する金額

チ 他の収入金額課税法人からの融通電気・ガス

電気供給業又はガス供給業を行う法人が、収入金額課税される他の電気供給業又はガス供給業を行う法人から電気又はガスの供給を受けて供給を行う場合の、その供給を受けた電気又はガスに係る収入金額のうち、当該他の法人から供給を受けた電気又はガスの料金としてその法人が支払うべき金額に相当する収入金額

リ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に係る一定の賦課金

ヌ 損害賠償金

ル 投資信託に係る収益分配金

ヲ 社宅貸付料等

③ 電気供給業における託送供給の料金

電気供給業を行う法人が、収入金額課税される他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の、その供給に係る収入金額のうち、託送供給の料金としてその法人が支払うべき金額に相当する収入金額は、当分の間、上記②に追加する。

5. 分割基準 ②

(1) 分割基準を異にする事業をあわせて行っている場合

分割基準を異にする事業をあわせて行う場合には、原則として、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によってその法人の事業の課税標準額を分割する。

当該設問では売上金額の多寡より衣類販売事業が主たる事業と判断できるため課税標準の総額について、「その2分の1は事務所等の数」により、「その2分の1は従業者の数」によりあん分する。

(2) 事務所等の数

事業年度に属する各月の末日現在の数値を合計した数値による。ただし、その事業年度中に月の末日が到来しない場合には、その事業年度終了の日現在の数値による。

(3) 従業者の数

① 原則

事業年度終了の日現在の数値による。

② 例外

次の事務所等については、それぞれの数を分割基準とする従業者の数とみなす。

イ 事業年度中途に新設された事務所等

$$\text{事業年度終了の日} \times \frac{\text{新設された日からその事業年度終了の日までの月数}}{\text{現在の従業者の数} \quad \text{その事業年度の月数}}$$

ロ 事業年度中途に廃止された事務所等

$$\text{廃止の日の属する月の直前の} \times \frac{\text{その事務所等が所在していた月数}}{\text{月の末日現在の従業者の数} \quad \text{その事業年度の月数}}$$

ハ その事業年度に属する各月の末日現在の従業者の数のうち、最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事務所等

$$\frac{\text{その事業年度に属する各月の末日} \div \text{その事業年度の月数}}{\text{現在の従業者の数を合計した数}}$$

③ 従業者の意義

従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。

6. 税 率 ③

(1) 衣類販売事業

甲法人は第45期事業年度終了の日現在、3以上の道府県において事務所等を設けて事業を行っており、資本金の額が1,000万円以上であるため、「軽減税率不適用法人」に該当する。

① 付加価値額……………100分の0.48

② 資本金等の額……………100分の0.2

③ 所得……………100分の2.9

(2) 電力販売事業

収入金額……………100分の0.7

7. 確定申告等 ②

(1) 概 要

法人事業税の徴収は、申告納付の方法によらなければならない。

申告納付とは、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納付することをいう。

(2) 確定申告納付

① 内 容

事業を行う法人(清算中の法人を除く。)は、各事業年度の所得割(外形対象法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。)又は収入割を各事業年度終了の日から2月以内に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)所在の道府県に申告納付しなければならない。

この場合において、中間申告納付を要する法人の納付すべき事業税額は、その法人が確定申告書に記載した事業税額から中間申告書に記載した事業税額又はみなす中間申告により納付すべき事業税額を控除した事業税額とする。

② 分割法人の場合

2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人(以下「分割法人」という。)が申告納付する場合には、その事業に係る課税標準額の総額(軽減税率適用法人の場合には、所得の総額を年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分した金額)を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付しなければならない。

③ 還付充当

中間申告納付を要する法人の確定申告書に記載された事業税額が、中間申告書に記載された、又は記載されるべきであった事業税額(以下「中間納付額」という。)に満たないとき、又はないときは、道府県は、その満たない金額に相当する中間納付額又は中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する。

この場合には、その法人は確定申告書にあわせて、還付の請求書を提出しなければならない。

(3) 納付税額がない場合

事業を行う法人は、各事業年度について納付すべき事業税額がない場合にも、確定申告書を提出しなければならない。

(4) 記載事項

確定申告書には、次の事項を記載しなければならない。

① 事業の種類

② その事業年度中に有していた事務所等の名称及び所在地

③ 各課税標準額

④ 各事業税額

⑤ その他必要な事項

(5) 添付書類

① 確定申告書には、次の法人の区分に応じ、それぞれの書類を添付しなければならない。

イ 外形対象法人

- ㊦ その事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書
- ㊧ 貸借対照表
- ㊨ 損益計算書
- ㊩ その他一定の書類

ロ 所得等課税法人（上記イの法人を除く。）

その事業年度の所得に関する計算書

ハ 収入金額課税法人

- ㊦ その事業年度の収入金額に関する計算書
- ㊧ 貸借対照表
- ㊨ 損益計算書
- ㊩ その他一定の書類

② 分割法人の確定申告書には、課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

(6) 自署及び押印

確定申告書には、法人の代表者及び法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない

8. その他

期限後申告、修正申告、更正及び決定等の是正措置など

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第二問〕は、「全国公開模試」及び「実力完成答練第3回」で出題した法人事業税の課税標準及び税額算定を視野に入れた申告（に関する留意点）を問われている問題である。解答範囲が広範なため模範解答ベースの内容を限られた時間で記述するのはなかなか難しいものと想定される。したがって適宜解答の柱やタイトルなどを駆使し、網羅性に重きを置いた解答が現実的な解答作成であると考えられる。

〔第二問〕全体として、合格ラインは14点から18点と予想される。

▶解答への道◀

〔第二問〕について

- (1) 衣類販売事業及び電力販売事業をあわせて行う法人の申告について問われた事例問題である。2以上の事業をあわせて行う法人について「～第45期事業年度の事業税の申告について甲法人から尋ねられた～」となっており確定申告等の手続き規定がまずは想定されるが、本年の問題のように当該法人の業種、資本金の額、売上高及び事務所等の所在地など、具体的なデータが問題から読み取れる。したがって、確定申告等の手続き規定だけでなく、課税標準や税額算定まで想定して解答は作成している。このような形式の問題は近年では平成15年及び平成16年に出題されていることを確認して欲しい。

- (2) 課税標準を異にする事業をあわせて行っている場合

模範解答に示したとおり、原則的には両事業に対応する課税方式により区分して計算される。したがって、衣類販売事業は事業年度終了の日の資本金の額が1億円を超えるため外形標準課税方式により、電力販売事業は収入金額課税方式によりその税額は計算される。一方売上金額などの規模から、従たる事業が主たる事業に比べ軽微なものであるときは、主たる事業の課税方式で課税して差し支えない旨の例外的取り扱いも想定されるが、売上金額の規模等、題意より当該例外規定は適用されない旨解答はまとめている。

当該取り扱いは取扱通知で示されており、解答にあたり適宜規定の趣旨をまずは記述することが肝要である。

- (3) 分割基準を異にする事業をあわせて行っている場合

今回の出題の趣旨として2以上の事業をあわせて行っている場合の分割基準の取扱いにも注意が必要である。

このような場合原則として、売上金額の多寡により主たる事業を判断し、当該主たる事業の分割基準により上記(2)で算定した全ての課税標準の総額をあん分し、分割課税標準額を算定する。

分割基準を異にする事業をあわせて行っている場合に、例外的規定として鉄道・軌道事業とその他の事業をあわせて行っている場合も想定されるが、今回の解答には不要としている。

問1

- (1) 水産業は、総トン数10トン未満の動力船を使用しており、小規模な水産動植物採捕の事業に該当するため、第2種事業には該当しない。
- (2) 物品販売業は、第1種事業に該当する。
- (3) 駐車場は、駐車台数が10台以上であることから、第1種事業に該当する。
- (4) 飲食店業は、第1種事業に該当する。

(1) 事業所得

- | | |
|----------------|--|
| ① 物品販売業（第1種事業） | 14,662,000円－7,770,000円－860,000円＝6,032,000円 |
| ② 飲食店業（第1種事業） | 7,528,000円－10,012,000円＝△2,484,000円 |
| ③ 合 計 | 3,548,000円 2 |

(2) 不動産所得

駐車場業（第1種事業） $2,858,000\text{円} - 371,000\text{円} - 500,000\text{円} = 1,987,000\text{円}$ 2

(3) 損益の合算

(1)+(2)=5,535,000円

$$\text{(注1) ①} \quad \frac{(14,662,000\text{円}-7,770,000\text{円})+(7,528,000\text{円}-10,012,000\text{円})+(2,858,000\text{円}-371,000\text{円})}{2\text{人}+1}$$

$$= 2,298,333 \text{円}$$

② 配偶者 $860,000\text{円} < ① \quad \therefore 860,000\text{円}$

③ 長女 $500,000\text{円} < ① \therefore 500,000\text{円}$

(注2) Y氏は青色申告以外の申告をしており、次女の従事月数は2月≦6月であるため、もっぱら6月を超えて従事していないため白色事業専従者には該当しない。②

(4) 各種控除

事業主控除 $2,900,000\text{円} \times \frac{12}{12} = 2,900,000\text{円}$ [2]

(5) 総所得金額（千円未満切捨）

(3)-(4)=2,635,000円

3. 分割課税標準額

(1) 分割基準

物品販売業 A県b市 $2人 \times 2 = 4人 < 5人$ $\therefore$ 著しい変動あり

$2人 + 2人 + 2人 + 2人 + 2人 + 2人 + 5人 + 5人 + 2人 + 2人 + 2人 + 5人$

12

$$= 2.75 \text{ 人} \rightarrow 3 \text{ 人}$$

B県c市 $2人 \times 2 = 4人 \geq 4人$ $\therefore$ 著しい変動なし 4人 2

駐車場業 B県c市 1人

飲食店業 C県d市（廃止） $3人 \times \frac{9}{12} = 2.25 \rightarrow 3人$ 2

A県 3人

B県 $4人 + 1人 = 5人$

C 県	3 人
	11 人

(2) 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

第1種事業

$$\text{A県} \quad 2,635,000\text{円} \times \frac{3\text{人}}{11\text{人}} = 718,636\text{円} \rightarrow 718,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 2,635,000\text{円} \times \frac{5\text{人}}{11\text{人}} = 1,197,727\text{円} \rightarrow 1,197,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 2,635,000\text{円} \times \frac{3\text{人}}{11\text{人}} = 718,636\text{円} \rightarrow 718,000\text{円}$$

(3) 事業税額の算定（それぞれ百円未満切捨て）

$$\text{A県} \quad 718,000\text{円} \times \frac{5}{100} = 35,900\text{円} \quad \boxed{2}$$

$$\text{B県} \quad 1,197,000\text{円} \times \frac{5}{100} \times 1.1 = 65,835\text{円} \rightarrow 65,800\text{円} \quad \boxed{2}$$

$$\text{C県} \quad 718,000\text{円} \times \frac{5}{100} \times 1.1 = 39,490\text{円} \rightarrow 39,400\text{円} \quad \boxed{2}$$

問2

1. 判定

- (1) X株式会社は、収入割が課される事業を行っていない。
 (2) X株式会社の事業年度末日現在の資本金の額は、1億円を超えている。
 ∴ X株式会社の行う事業については、外形標準課税方式が適用される。

2. 課税標準額の算定

(1) 所得の総額の算定

① 法人税別表四合計欄の額		1,064,400,000円
② 加算		
損金の額に算入した所得税額（注1）	80,000円	80,000円
	仮計	1,064,480,000円
③ 繰越欠損金		3,050,000円
④ 所得の総額		1,061,430,000円 $\boxed{2}$

（注1）400,000円－320,000円＝80,000円

（注2）寄附金の損金算入限度額については、事業税では法人税における寄附金の損金算入限度額をそのまま用いることとしているため、調整はない。 $\boxed{2}$

軽減税率適用法人の判定（形式 $\boxed{2}$ ）

X社は、事業年度末日において資本金の額は1,000万円以上であるが、課税事業を行う事務所又は事業所はA県及びB県の2県であり、3県以上ではないため、軽減税率が適用される法人に該当する。

- ① 年400万円以下の金額 4,000,000円
 ② 年400万円超、年800万円以下の金額 4,000,000円
 ③ 年800万円超の金額
 1,061,430,000円－8,000,000円＝1,053,430,000円（千円未満は切捨）

(2) 付加価値割額

① 収益配分額

イ 報酬給与額

給与等	295,890,000円+48,520,000円+75,230,000円+41,930,000円 +35,120,000円+118,830,000円+48,520,000円+48,520,000円 +29,860,000円	= 742,420,000円
年金等	4,750,000円+760,000円+1,430,000円+650,000円+570,000円 +1,840,000円+760,000円+760,000円+480,000円	= 12,000,000円
労働派遣支払額	15,000,000円×75%	= 11,250,000円
		765,670,000円

ロ 純支払利子

- a 支払利子 3,530,000円+600,000円=4,130,000円
b 受取利子 90,000円+80,000円+20,000円=190,000円
c a-b=3,940,000円

ハ 純支払賃借料

- a 支払賃借料 9,650,000円+10,250,000円+9,000,000円+9,000,000円+5,120,000円=43,020,000円
b 受取賃借料 6,000,000円+5,500,000円=11,500,000円
c a-b=31,520,000円

ニ 収益配分額 イ+ロ+ハ=801,130,000円 [2]

② 単年度損益（上記、仮計欄の金額） 1,064,480,000円

③ 雇用安定控除

$$\frac{\text{①イ}}{\text{①ニ}} \div 95.5\% \rightarrow 96\% > \frac{70}{100} \quad \therefore \text{雇用安定控除あり [2]}$$

$$\text{①イ} - \text{①ニ} \times 70\% = 204,879,000\text{円}$$

④ 付加価値額（千円未満切捨）

$$\text{①ニ} + \text{②} - \text{③} = 1,660,731,000\text{円}$$

(3) 資本金等の額

$$1,086,000,000\text{円（千円未満切捨） [2]}$$

3. 課税標準の区分（それぞれ千円未満切捨）

(1) 所得

① 年400万円以下

イ 事務所又は事業所の数

$$4,000,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 2,000,000\text{円}$$

ロ 従業者の数

上記イに同じ

② 年400万円超年800万円以下

上記①に同じ

③ 年800万円超

イ 事務所又は事業所の数

$$1,053,430,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 526,715,000\text{円}$$

ロ 従業者の数

上記イに同じ

(2) 付加価値額

イ 事務所又は事業所の数

$$1,660,731,000円 \times \frac{1}{2} = 830,365,500円 \rightarrow 830,365,000円$$

ロ 従業者の数

上記イに同じ

(3) 資本金等の額

イ 事務所又は事業所の数

$$1,086,000,000円 \times \frac{1}{2} = 543,000,000円$$

ロ 従業者の数

上記イに同じ

4. 分割基準

(1) 事務所又は事業所の数

A県	本社	1 × 12=12		
	東部営業所	1 × 12=12		
	中央営業所	1 × 12=12		
	西部営業所	1 × 12=12		
	車庫	1 × 12=12	小計	60
B県	支社	1 × 12=12		
	北営業所	1 × 12=12		
	南営業所	1 × 12=12		
	車庫	1 × 12=12	小計	48
		合計	108	2

(2) 従業者の数

A県	本社	50人		
	東部営業所	8人		
	中央営業所	15人		
	西部営業所	7人		
	車庫	6人		
			小計	86人
B県	支社	20人		
	北営業所	8人		
	南営業所	8人		
	車庫	5人		
				41人
			合計	127人
				2

5. 分割課税標準額の算定（それぞれ千円未満切捨）

(1) 所得

① 事務所又は事業所の数

イ. 年400万円以下

$$A県 \quad 2,000,000円 \times \frac{60}{108} = 1,111,111円 \rightarrow 1,111,000円$$

$$B県 \quad 2,000,000円 \times \frac{48}{108} = 888,888円 \rightarrow 888,000円$$

ロ 年400万円超、年800万円以下

上記イと同じ

ハ 年800万円超

$$\text{A県} \quad 526,715,000\text{円} \times \frac{60}{108} = 292,619,444\text{円} \rightarrow 292,619,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 526,715,000\text{円} \times \frac{48}{108} = 234,095,555\text{円} \rightarrow 234,095,000\text{円}$$

② 従業者の数

イ 年400万円以下

$$\text{A県} \quad 2,000,000\text{円} \times \frac{86\text{人}}{127\text{人}} = 1,354,330\text{円} \rightarrow 1,354,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 2,000,000\text{円} \times \frac{41\text{人}}{127\text{人}} = 645,669\text{円} \rightarrow 645,000\text{円}$$

ロ 年400万円超、年800万円以下

上記イと同じ

ハ 年800万円超

$$\text{A県} \quad 526,715,000\text{円} \times \frac{86\text{人}}{127\text{人}} = 356,673,149\text{円} \rightarrow 356,673,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 526,715,000\text{円} \times \frac{41\text{人}}{127\text{人}} = 170,041,850\text{円} \rightarrow 170,041,000\text{円}$$

③ 合 計

イ 年400万円以下

$$\text{A県} \quad 1,111,000\text{円} + 1,354,000\text{円} = 2,465,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 888,000\text{円} + 645,000\text{円} = 1,533,000\text{円}$$

ロ 年400万円超、年800万円以下

上記イと同じ

ハ 年800万円超

$$\text{A県} \quad 292,619,000\text{円} + 356,673,000\text{円} = 649,292,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 234,095,000\text{円} + 170,041,000\text{円} = 404,136,000\text{円}$$

(2) 付加価値額

① 事務所又は事業所の数

$$\text{A県} \quad 830,365,000\text{円} \times \frac{60}{108} = 461,313,888\text{円} \rightarrow 461,313,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 830,365,000\text{円} \times \frac{48}{108} = 369,051,111\text{円} \rightarrow 369,051,000\text{円}$$

② 従業者の数

$$\text{A県} \quad 830,365,000\text{円} \times \frac{86\text{人}}{127\text{人}} = 562,294,409\text{円} \rightarrow 562,294,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 830,365,000\text{円} \times \frac{41\text{人}}{127\text{人}} = 268,070,590\text{円} \rightarrow 268,070,000\text{円}$$

③ 合 計

$$\text{A県} \quad 461,313,000\text{円} + 562,294,000\text{円} = 1,023,607,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 369,051,000\text{円} + 268,070,000\text{円} = 637,121,000\text{円}$$

(3) 資本金等の額

① 事務所又は事業所の数

$$\text{A 県} \quad 543,000,000\text{円} \times \frac{60}{108} = 301,666,666\text{円} \rightarrow 301,666,000\text{円}$$

$$\text{B 県} \quad 543,000,000\text{円} \times \frac{48}{108} = 241,333,333\text{円} \rightarrow 241,333,000\text{円}$$

② 従業者の数

$$\text{A 県} \quad 543,000,000\text{円} \times \frac{86\text{人}}{127\text{人}} = 367,700,787\text{円} \rightarrow 367,700,000\text{円}$$

$$\text{B 県} \quad 543,000,000\text{円} \times \frac{41\text{人}}{127\text{人}} = 175,299,212\text{円} \rightarrow 175,299,000\text{円}$$

③ 合 計

$$\text{A 県} \quad 301,666,000\text{円} + 367,700,000\text{円} = 669,366,000\text{円}$$

$$\text{B 県} \quad 241,333,000\text{円} + 175,299,000\text{円} = 416,632,000\text{円}$$

6. 事業税額

A 県

所 得 割	$2,465,000\text{円} \times \frac{1.5}{100} = 36,975\text{円} \rightarrow 36,900\text{円}$	
	$2,465,000\text{円} \times \frac{2.2}{100} = 54,230\text{円} \rightarrow 54,200\text{円}$	
	$649,292,000\text{円} \times \frac{2.9}{100} = 18,829,468\text{円} \rightarrow 18,829,400\text{円}$	18,920,500円
付加価値割	$1,023,607,000\text{円} \times \frac{0.48}{100} = 4,913,313\text{円} \rightarrow$	4,913,300円
資 本 割	$669,366,000\text{円} \times \frac{0.2}{100} = 1,338,732\text{円} \rightarrow$	$\frac{1,338,700\text{円}}{25,172,500\text{円}} \boxed{2}$

B 県

所 得 割	$1,533,000\text{円} \times \frac{1.5}{100} \times 1.2 = 27,594\text{円} \rightarrow 27,500\text{円}$	
	$1,533,000\text{円} \times \frac{2.2}{100} \times 1.2 = 40,471\text{円} \rightarrow 40,400\text{円}$	
	$404,136,000\text{円} \times \frac{2.9}{100} \times 1.2 = 14,063,932\text{円} \rightarrow 14,063,900\text{円}$	14,131,800円
付加価値割	$637,121,000\text{円} \times \frac{0.48}{100} \times 1.2 = 3,669,816\text{円} \rightarrow$	3,669,800円
資 本 割	$416,632,000\text{円} \times \frac{0.2}{100} \times 1.2 = 999,916\text{円} \rightarrow$	$\frac{999,900\text{円}}{18,801,500\text{円}} \boxed{2}$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第三問〕

（問1）個人の事業に係る税額算定問題であるが、課税客体の判定や白色事業専従者控除に注意を要する問題であった。

（問2）バス運送業行う法人に係る税額計算問題であった。本年度の最重要論点である「外形標準課税方式」による問題であり、課税標準の集計及び分割基準の処理に特に注意を要する問題である。

今まで様々な形式の答練、実力テスト及び上級演習を実施していることから、TAC受講生のなかには（問1）及び（問2）を通じて、高得点をのぞめる受講生も存在するであろう。但し、（問1）及び（問2）とも解答内容が多いことから①課税標準額の総額算定、②分割基準の集計、③軽減税率の適否、④純支払利子及び純支払賃借料の計算⑤税率等の読み飛ばしやケアレスミスに注意が必要である。

以上の点を考慮すると合格ラインは（問1）が14点から16点、（問2）が16点から18点と考えられる。

▶解答への道◀

問1

1. 課税客体

資料より、魚介類の捕獲採取（水産業）については、総トン数10トン未満の動力船を使用していることから、小規模な水産動植物の採捕の事業として、第二種事業から除かれる。

2. 課税標準の算定

（1）問題文より「Y氏は所得税の青色申告を提出することについて、所轄税務官署の承認を受けたことはない。」とあり、Y氏はいわゆる「白色申告者」に該当する。

（2）Y氏が「白色申告者」であることから、家族従業者に対する給与等の取扱いは「（白色）事業専従者控除」が適用される。

（3）所得税において白色申告者に該当することから、適用される各種控除は「被災事業用資産の損失の繰越控除」、「事業資産の譲渡損失の控除」及び「事業主控除」が想定されるが、本問では「事業主控除」のみが適用される。

3. 分割基準

事業主であるY氏、生計を一にする親族及びアルバイトについても分割基準の計算上、従業者の数としてカウントしている。（規6の2①）

4. 税率

第一種事業の税率は「100分の5」であり、個人事業税の制限税率は1.1となっていることに注意が必要である。

5. その他

個人事業税の計算上「千円未満切捨」や「百円未満切捨」の位置に注意が必要である。

問2

1. 課税標準額

（1）各事業年度の所得

① 支払を受けた利子等に対する所得税

「支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税400千円のうち、320千円を法人税額から控除される所得税としている」と資料中にあることから、差額の80千円を事業税上加算調整する。

② 寄附金の損金不算入額

事業税の所得計算においては調整が不要である旨を適宜コメントする必要がある。

③ 軽減税率適用法人の判定

事業年度末日現在の資本金が1千万円以上であるが、3県以上に事務所等を設けて事業を行っていないことからX社は軽減税率適用法人に該当する。

(2) 付加価値額

① 純支払利子や純支払賃借料の算定では、言葉の言い回しに注意して欲しい。

例：「事務機器の賃借料」（不動産の賃借ではない）

② 「派遣契約料」については、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づくもののため、当該派遣契約料15,000千円の75%相当額を報酬給与額としてカウントする。

4. 分割課税標準額の算定

バス運行業は分割基準の区分上「その他の事業」として、各課税標準の総額について「その2分の1は事務所等の数」により、「その2分の1は従業者の数」によりあん分し分割課税標準額を算定する。

5. 事業税額の算定

「～B県はいわゆる制限税率と同一の率である。」となっているためその税率は標準税率の1.2倍の率であることに注意し計算をすること。

●おわりに

〔第一問〕が合計で24点～28点、〔第二問〕が14点～18点、〔第三問〕が合計で30点～34点、合計70点がボーダーラインであり、82点以上が合格有望と考えられる。

【解答速報ご利用にあたっての注意事項】

解答速報のご利用につきましては、以下の内容をご確認・ご了承のうえご利用ください。

- 解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・合否)について保証するものではありません。
- 解答速報の内容につきましては将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- 解答速報は、TAC(株)の予想解答です。解答に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了承ください。
- 解答速報の著作権はTAC(株)に帰属します。許可無く一切の転用・転載を禁じます。